

玉名市LPガス利用事業者支援金

～お知らせ～

玉名市ではLPガス料金の高騰による影響を受けた市内事業者に対し、令和5年10月から令和6年4月までのガス料金の一部を支援金として支給します。

1事業者あたり15,000円を1回に限り支給します

申請期間は令和6年6月10日(月曜日)から

令和6年10月18日(金曜日)まで

対象となる事業者

次のいずれにも該当する事業者が対象となります

- 玉名市内に事業所又は事務所を有する中小事業者(農林水産業を営む者を除く)
- 法人にあつては登記の本店所在地が、個人事業主にあつては住民票が玉名市内にある者
- 今後も事業を継続する意思のある事業者
- 熊本県LPガス協会が熊本県LPガス料金高騰対策事業者支援事業を活用して実施する「LPガス事業者支援金第2弾」(申請受付期間:令和6年8月23日まで)の給付を事前に受けた事業者

熊本県LPガス事業者支援金について詳しくは、熊本県LPガス協会ホームページでご確認いただくか、熊本県LPガス利用者支援金コールセンターへお尋ねください。

<https://kumamoto.lpg-shienkin.jp/jigyo/>

熊本県LPガス事業者支援金コールセンター 096-300-0818(平日9:00-17:00)

- 次のアからオまでのいずれにも該当しない者

ア 国及び法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者

ウ 政治団体

エ 宗教団体

オ 玉名市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等(同条第2号の暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)又はこれらと親密な関係を有する者

支援金の額

1事業者あたり15,000円

※1法人及び1個人事業者1回限りの申請となります。
(複数の事業所がある場合でも、1事業者 15,000 円の支給となります。)

申請方法

【受付期間】

令和6年6月10日(月曜日)から令和6年10月18日(金曜日)まで(必着)

【お問合せ先】

◆玉名商工会議所または玉名市商工会の会員以外の方は

玉名市役所 商工政策課までお問い合わせ下さい。

電話番号 0968-71-2065 受付時間9:00から17:00まで

◆玉名商工会議所の会員の方は

玉名商工会議所までお問い合わせ下さい

電話番号 0968-72-3106 受付時間9:00から17:00まで

◆玉名市商工会の会員の方は

玉名市商工会 本所までお問い合わせください

電話番号 0968-84-3370 受付時間9:00から17:00まで

【申請書類の提出方法】

受付期間内に郵送又は持参にて、玉名市商工政策課までご提出ください。

商工会議所または商工会会員の方は各商工団体へ提出してください。

<提出先>〒865-0025

玉名市高瀬290番地1(玉名商工会館2階)

玉名市役所 商工政策課

玉名市LPガス利用事業者支援金係 宛

※切手貼り付けのうえ、封筒裏面に差出人の住所および氏名を記載してください。

【申請に必要な書類】

①玉名市LPガス利用事業者支援金支給申請書兼請求書

法人の場合は代表社印、個人事業者の場合は認印を押印してください。

②誓約書及び同意書

すべての誓約・同意事項にチェック☑が入っている必要があります。

申請書兼請求書に押印したものと同一印鑑を押印してください。

③熊本県LPガス協会が実施するLPガス事業者支援金の給付があったことがわかる書類の写し

LPガス協会からの「**振込通知書**」の写し、または、LPガス協会からの「**審査結果のお知らせ(電子メール)**」の写し

④熊本県LPガス協会が実施するLPガス事業者支援金の振り込みがあった通帳の写し(3か所の写し)

- ・表紙の写し
- ・開いて1ページ目と2ページ目の見開きの写し
- ・LPガス事業者支援金の振り込みが記帳された部分の写し

⑤本人確認書類の写し(法人は不要)

申請者本人の運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きのもの
顔写真付きのものがない場合は、住民票や健康保険証の写しでも可能

⑥提出書類チェックシート

チェックシートを活用し、提出書類に不足が無いようにしてください。